

平成20年9月19日

【部会長】 非常に雲行きが怪しい中、皆様、朝早くからおいでいただきましてありがとうございました。

第3回の広報広聴部会をこれから開きます。

今日は、御案内さし上げましたように、4項目、特に情報ということに限って皆さんからの御意見をちょうだいし、検討していくというかたちにいたします。

初めに、事務局の方から各項目に関して、簡単な説明をお願いいたします。

1. 情報への権利について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 まず、市町村の条例をお話いたしますと、大きくまちづくりということを確認にする、まちづくりに関する情報という、まちづくりを確認している条例と、それからもう1つは、法令により制限されるという、すべての情報が提供を受けるわけではないんだということを1つ規定しているということと、その2つがポイントになっていると思うんですが、本市、生駒市の場合は、伊賀市に非常に近く、法令により制限される場合の、市に対して、その有している情報の提供を要求し、取得する権利を有するというかたちで、情報そのものに関しては、まちづくりだけというかたちで明確には規定せずに、むしろ条例の解説の方でそのことを、まちづくりということに関して明示するというかたちをとっていると思うんですが、皆さん、何かここで御意見をちょうだいしたいと思いますが、いかがでしょうか。

提示されている条例案も含めまして、御意見をちょうだいしたいと思います。

【安原委員】 生駒市にかけて、情報公開条例というのがありますよね。結局、人権的なことやから、そういうプライバシーのことはあかんというふうになっとるから、これでええのと違いますか。

【部会長】 安原さんの方から、これでいいのではないかという御意見をちょうだいしたんですが、他に何か御意見ございませんでしょうか。

【上田委員】 法令により制限される場合を除いてという、先ほど安原さんがおっしゃったとおりで、その部分が入っていて、あとの有する情報に関しての分は、取得する権

利を有するという部分があるので、縛りを1つ先にちゃんと書いているので、その分に関しては、ここは私もいいんじゃないかなと思います。

【部会長】 1つはそこで、例えばニセコ町、それから宝塚市なんかですが、まちづくりということを明示しておりますけれども、生駒市の場合は、それは明示せずに解説の方で対応しているんですが、そのことに対して、まちづくりということを明示すべきなのかどうかということに関して、何か御意見をちょうだいできたらと思うんですが。

今は、1つは御意見としては、これでいいんじゃないかというのが御意見なんですが、いや、もう少しまちづくりとか、その点を明示すべきかどうかということも含めまして、何か御意見ございませんか。

【春見委員】 反対にまちづくりという言葉を入れていない、意味には何があるんですか。

【部会長】 少し、より広くあれしているところなんですけど、そこら辺。というふうには今は考えて。

【春見委員】 条例案として出されてますけど、基本的な考えの中にやっぱりそういうことを入れたら。似た表現になるかな。

【部会長】 情報としては、単にまちづくりだけではないのじゃないのかと、もう少し広く考えてはいるとは思いますが、その点、事務局の方で、まちづくりということを明示しなかったということに対して、何か。

【事務局】 まちづくりというのもあるんですけど、先日の9月5日に幹事会、野口先生等も入っていただいて、幹事会の中で、今までまちづくりというものについて、あえて定義は設けなくて、ソフトとハード、両面を包括するような格好でまちづくりに取り組みましょうと、生駒のまちづくりという格好でいきましょうと、多分、去年なんかの基本構想ではなっていると思うんですけど、なかなかまちづくりと言っても、生駒市が本来行う事務、地方公共団体が行う事務と、市民の方が行っていただく事務というのがあるんで、それについてこの間、幹事会の段階で、再度、もうちょっとまちづくりの使い分け的なものを、この部会なんですけども、前文の定義という格好で決めていったらどうですかという意見が出たんです。まちづくりの定義、今まで、まちづくりといたら包括的に、団体自治も住民自治も、一緒に包括的にやっていたんですけども、それを委員長の方からそういう意見が出まして、もうちょっと前文の方で定義とか理念とかいうものをきっちりとうたって行って、その中ですみ分けをしましょうかという御意見が出たと思います。部

会長も出ておられましたけども、そういうところについていったら、その中で今の条文的なものも、若干、今後については触らなあかん可能性も出てくるとは思います。

【部会長】 実は、私たちもまちづくり、この間の幹事会でもそうでしたけども、まちづくりって、さまざまなかたちで使える。それぞれの受け取り方で使い分けてしまうという部分もあって、生駒市としては、また別個のところできちっとそれを指定して考えようかということも含めまして、ここではむしろ包括的に、情報としてはというような話。より広い……。

【事務局】 団体自治と住民自治というところは、再度もう1回練り直さなあかんというところだと思っていますけれども。

【部会長】 ということで、一応ここでは、法令により制限される場合を除いてということで、市に対してそういう情報の提供及び取得する権利を有するという提示されている条例案。これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 そうしましたら、もう一度言いますと、「市民は法令により制限される場合を除いて、市に対してその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する」という形で条例案を提出させていただきます。

では、情報への権利というところは以上でございます。

続きまして、第2、今度は情報の共有制度というところ。

2. 情報共有制度について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 ニセコ町の場合、ある程度詳しく具体的に言っておりますけれども、あとは大体情報を得られるような仕組みをということで、制度を考えましょうというところで終わっておったんです。

本市、生駒市の場合、「市は市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制の整備について必要な措置を講じなければならない」というかたちで、後は実は情報公開条例と具体的なところで対応していくというかたちやと思うのですが、まずは条例案、提示された条例案に対して、何か御意見ちょうだいできますでしょうか。

【荒井委員】 本日検討される1番から4番まで、非常に良くできておりますので、余り注文つけることもないんですが、ただ前から申し上げておりますように、分かりやすく

する工夫をする。これは市民のための条例づくりですから、市民サイドで見て、市民サイドの中でも、非常に難しい言葉で述べても分かる人もおりますけど、普通の人が大体分かるように。具体的には、「情報共有制度という制度により情報を共有」ということについて、分かりにくいと思うんです。ここの基本構想で、市はまちづくりに関する情報云々とありますけど、これをもっと砕いて、分かりやすくして、例えば、こういうふうにしたらいかがかと思います、基本構想ですね。「市はまちづくりに関する情報を積極的に収集し、次に、市民の意見、提言がまちづくりに反映されるように努めるばかりでなく、いつでも市民に提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理、保存すべきことを規定する」と。こういうふうにしたら、情報共有制度そのものが、より分かりやすくなるんじゃないかと思います。

以上です。

【部会長】 基本的には、理解しやすい文言をとという御意見だと思うんですが、まず、基本構想の積極的云々という、これは一応これまでのかたちで、こういうかたちで基本構想としては昨年まででしょうか、検討していましたので、これを大きく、文言でもあれ変動させるのはちょっとしんどいではないかなと思います。実はそれ、例えば非常に大きく意味が変わるとか、変えなきゃならないということであるなら別ですけども、むしろ荒井さんのは、収集するばかりでなくということ、ある程度、意味としては持たせることはできるので、基本構想としては意味を持たせることはできるのではないかと思いますので、私としては基本構想そのものは余り変えることは無理かなというふうには思います。

むしろ、条例案として分かりにくいかどうかというところで検討していただけたらと思うんですが。特に、ここでは共有というところが、収集、それから収集するだけではなく、収集、提供という2つの側面、2つのファクターが入っているかどうかということが大きいと思うんです。そういうような仕組みとか体制を整備するということを保障する条例になると思うんです、ここは。むしろ、具体的にどのような仕組みとか体制を整備するということではなく、そういうような仕組みや体制を、もっと言うと、今、荒井さんがおっしゃっていただいたようなこと、分かりやすく、理解しやすいかたちでというような文言を含めまして、そういう仕組みや体制を作るとを保障するというものが、この条例案になるんじゃないのかなと私は思うんですが、橋本さんはその点について。

【橋本委員】 必要な最低限の収集とか提供という文言というんですか、それが入っておればいいのであって、荒井さんが言われるように、確かにこの文章は、練れた文章では、失礼ながらそんなにいい文章ではないと思うんですけども、必要な要素さえ入っておれ

ば、これでいいのではないかなと思います。文章が練れているかどうかというのはなかなか難しいことだと思います。いろんなことを入れると長くなるばかりで、憲法の解説書みたいになっただけいけないので、必要な要素さえ入っておれば、これでいいのではないかなと思います。

それで、先生がおっしゃる条例案の文言はこれでいいかどうかということ、ちょっと考えればいいと思います。

要素さえ入っておれば、練れている文章かどうかというと、余り練れた文章ではないと思います。練れているかどうかというのは、判定は個人差が入ってしまうので。

【部会長】　そこで、その要素というのは収集するというのと、提供と。この2つの要素がきちっと、それは保障する体制、また仕組みというところだと思うんですが。それを保障するという条例案になると思う、ここでは。具体的にはどういうふうなというのは、これは情報公開条例等々で検討すべき。どういう方向で、しかもその中で荒井さんが言われるように、皆さんが理解し得るようなかたちでというふうに、そこで入れたかたちで設定してもらえたら、整備されたらということなので、これはむしろそういうような仕組みや体制を作ることを、それを整備することを保障するね、というところが1つ、このポイントじゃないかなって思っているんですが。

【飯尾委員】　去年もこれをやっておるんですね。全部議事録に載っておるんです。だから、去年と違うことをまた言うともまずいと思って、私もこれ、全部とって、去年のこのあたりのところをチェックして私も見ておったんです。去年は、最後、部会長のまとめというのは、私もしゃべっておるんですけど、要はちゃんと収集するだけじゃなくて、それがきちっと機能しているかどうかのチェック体制、そういうことも含めて文言として組み入れるということによろしいでしょうかということ、で終わっちゃっているんです。だから、システムだけじゃないですよ。それがきちっと正常、きちっと機能しているかどうかのチェックも含めたかたちでどうですかというふうに出ているわけで、去年これを言うという、部会でそれをまとめておいて、で、今年、こうなっているんで、ただ単に制度だけ作るだけじゃなくて、それがちゃんと市民にとって機能しているかどうかということまで部会長もおっしゃっているんで、その辺はどうなんかなという気はするんですけど。

【部会長】　それは整備というところで、組み込んだかたちでいいのかなというふう考えたんですけど。全部ひっくるめまして。

今、飯尾さんの方から、去年の検討の流れをきちっと受けとめていかなければならない

ということで、1つはそこで体制を作る仕組みを作り、体制を作るということだけではなくて、きちっとチェック体制を作るべきであろう、整備すべきだろうというのが昨年の流れであるので、それを条例案としてはどの程度組み込んでいるかということになりますが、私としては、ちょっと無理みたいですがけれども、整備というところで、チェックの意味を含められないかということなんですけど、ちょっと無理でしょうかね。

【事務局】 当然のごとく情報公開条例というのがありまして、今現在、またこの9月議会の方で条例の改正があるんですね。今までは、請求できるのが、市内に在住、在勤、在学の方だったんですけども、何人もいう格好で、すべての方が情報公開請求できると。情報公開請求した段階で、市民の方が不当に不利益を被る場合、万が一それが開示できないと、当然、個人情報等については開示できないところがございますけれども、そういうものについて、不利益を被る場合については、当然それに対して異議申し立てという制度的にもございます。今現在でもありますし、この条例改正にもありますけれども、以前からそういう不利益を被る場合については、当然のごとく不利益処分になりますので、不服申し立てをしてもらって、その情報公開の中でも審査会というのがありますので、その中で、その処置が本当に法令に該当していてだめなのか、本当に個人情報が入っていてそれが公開できないのかというのは、システムの的にも今現在ありますので、それは情報公開条例というのを適切に、当然、処置もしていかなあきませんしということで、それも市民の方の権利として今現在ございますものですので、そこはある程度はカバーはできると思います。

【飯尾委員】 私が言いたかったのは、先ほど言ったチェック体制のことも出ていますので、今回議論したと。私が言いたいのはそういうことです。議論して、その結果こうやったということにしておけば、それでいいんじゃないかということなんです。

去年はやっぱりやっていますので、これ全部みっちり見るだけ見ているんで、部会長、最後にこうまとめとってということなんですけど。今、おっしゃるので、それは結構かと思えます。

【部会長】 一応、そういうことで、文言としては、「市は市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制の整備について必要な措置を講じなければならない」というところと、必要な措置というところで、昨年度の検討された流れをチェックのことも含めて、意をここで含めて考えようというかたちでまとめさせていただきます。

他に何かこの点に関して。よろしいでしょうか。

【部会長】 じゃ、そういうかたちでまとめさせていただきます。

そしたら、次の情報の収集管理というところで、お願いいたします。

3. 情報収集・管理について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 ここでは情報の収集及び管理、特に管理の方も大事なことだと思いますけれども、条例案といたしましては、「常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない」というのが条例案になっておりますけれども、この条例案である程度よろしいでしょうか。

ここでは、情報を収集することと、それを管理するという事柄をうたっております。先ほど言うところの要素としては収集ということ、それから保有する情報の管理、適正な管理というこの2つの要素が重要になってくるとは思いますけれども。

何かこの点に関して御意見ちょうだいできますでしょうか。

【荒井委員】 基本構想とか、あとここから外れますけど、この一番下の生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について云々、ベンチマーキングとかファイリングシステムとか、先ほどから申し上げましたが、非常に分かりにくいですから、分かりやすいように書いていただきたいと思います。

【橋本委員】 ちょっと片仮名は奇異ですわね。

【部会長】 片仮名が突然、この場合に関しては解説のところで、他では余り片仮名は出てこないですね。これは何か、せいぜいアクセス権のところはちょっと出ただけで、ちゃんと自ら取得する権利というかたちになっていますけれど。

【飯尾委員】 うちの会社でも片仮名って一杯使いますが、ある種のごまかしなんですよね。要するに、日本語でちゃんと表現できないから。だから、本当は橋本さんがおっしゃるように、こういう片仮名を入れるときに吟味せんとね。私らの社内文書と違うんやからね。おっしゃるように、ベンチマーキングって意味は何なんでしょうね。

【橋本委員】 「必要な情報について常に収集すべきことと、必要なときに職員の誰もが引き出せるよう情報の適正管理について定めています」と。だから、ベンチマーキングとか、あえてこんなん要らんと違う。

【部会長】 むしろこれ、解説のところにつけんとね。

解説のところにつけたら、要らんでしょう。

【飯尾委員】 マーキングシステムって何なんですか。マーキングシステムと言われてもね、ベンチマーキングって何なんですかね。

【安原委員】 ベンチマーキングというたら、印のこと。印。

【事務局】 ファイリングシステムというのは、生駒市の職員が誰でもその文書が出せるように、大きな項目をつけて、それをボックス化にしているというのが、ファイリングシステムというかたちです。係の者が1人休んでしまったら、来客のときにすぐさま情報が出ないというようなこともありますので、そういうものを進めているというのは確かにあるんですけども。

【上田委員】 ここ省いてもいい、部分的にやけど。

【部会長】 引き出せるような情報の整理でしょう。ここまで言うこともないでしょう。

【安原委員】 市民に分かりやすい言葉で、もっと。いや、これが市民に分かりやすい言葉かどうかやからね。

【飯尾委員】 片仮名が出てきたら分かりにくいですね。

【橋本委員】 分かったような感じがするだけで、人によって全然……。

【上田委員】 とり方が違ってきます。

【飯尾委員】 だから、ごまかしなんです。

【池田委員】 これやったらどんなになってもいい。

【上田委員】 そうですね。

【部会長】 だから、なくてもこれは適正にとかいうかたちで、このところは突然片仮名は違和感がありますから、これはちょっと直していただけないでしょうか。特にファイリング……。

【橋本委員】 削ればいいんじゃないんですか。削ればいい。

【部会長】 削れば、「必要な情報について常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに誰もが引き出せるように適正管理する」というかたちでいいと思うのですが、その方が、ここはむしろ解説の方が読んだら余計分からなくなってしまうということになると思います。

【飯尾委員】 つまづきますよ、ベンチマーキングって何や言うてね。いや、絶対、市民が読んだら分かれへん。

【橋本委員】 解説の解説が要りますよ。

【部会長】 条例案そのものはこれでよろしいでしょうか。「市は常に市政運営に必要な

情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない」ということに。

【橋本委員】 それは法律の面白いところで、適正に管理って何のことか本当は分からないんですよ。

【部会長】 人によって適正は変わりますからね。

【事務局】 普通で言うたら、文書をなくしてしまうとか。

【部会長】 ということと、それから、今度は、むしろ条例解説案の例示のところ、ベンチマーキングとファイリングシステムを落としてもいいのではないかというのがあります。それで、まとめさせてよろしいでしょうか。

【部会長】 条例案はこのままで、解説案の方を多少手直しすると。

そうすると、今度は個人情報の保護というところで、お願いいたします。

3. 個人情報保護について <事務局・検討資料読み上げ>

【部会長】 ここでは他市のいろんな例がございますけど、生駒市としては個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならないと。そして、生駒市個人情報保護条例を適用するというかたちになっておりますけど、まず条例案として御意見ございますでしょうか。

これまでの他市の例では、宝塚市が「市は個人情報の保護に努めなければならない」というかたちで、非常に短く言っております。それから、名張市の場合は、「市民の基本的人権を守るため」という項目を入れて、なぜ個人情報を守らなければならないかということをおある程度明示したかたちで言っていると思っております。そして、基本構想としては昨年ですが、「個人情報の収集、利用、提供及び管理等において必要な措置を講じなければならない」というかたちで。

さて、条例案としてこういうかたちで、「個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない」というふうな文言になっておりますけど、これに関して、御意見ちょうだいできますか。

はい、荒井さん。

【荒井委員】 ちょっと教えて欲しいんですけど、個人情報保護条例というのがあるんですか。

【事務局】 はい、あります。

【荒井委員】 あってですね、この市民自治基本条例を作るとダブってきますよね。

【事務局】 ダブってきますけど、市民自治基本条例というのは、市の条例の最高規範になりますので、当然、そういうふう到现在あるものにしたかって、それについては市民自治基本条例の傘の下に入ってきますので、ここではうたわなあかんということです。傘の下に入りますので。

【部会長】 ですから、むしろ個人情報保護条例を保障しているもの、保障するものとして、この条例が必要になってくるということになるわけです。

【事務局】 万一、今現在既存の条例があったとして、それが市民自治基本条例から何か言葉的なものとか逸脱とかするものについても、自治基本条例が制定された後において、今現在既存の条例も改正しなければならないと。新たに作るものについても、当然、自治基本条例の趣旨を十分に踏まえて条例も制定しなければならないことになりますので。

【部会長】 ですから、ある意味では、ここで余り細かく規定してしまうと、あとの条例の、その下の条例が非常に縛られるというかたちになってしまうなんていう……。

【飯尾委員】 これ、同じことを言うてますよ。部会長、同じことを言うていますよ。基本構想案ですから、必要な措置を講じるということによってよくて、幅を持たせるかたちでええんじゃないかと。

だから、私もちょっと提案して、条例やったから、それとの関係とかで、やっぱり同じ議論をしておりますよ。

【部会長】 はい。同じようにした結果、この……。

【橋本委員】 違うことを言っていると言っちゃ大変ですけど。

【部会長】 実は、ちょっと話しましたが、タウンミーティングの間は位置付けというのがまだ十分理解されていなくて、いろんなこの中で自分の思いを盛り込んで欲しいというのが出てくるんですが、そういう盛り込んで欲しいという気持ちを議論し得るといえるか、そういうのを保障するところなんだというところの理解がまだ十分じゃないというふうには思うんですが。

文言としては「必要な措置を講じなければならない」という文言でいかがでしょうか。飯尾さん、その点、よろしいでしょうか。

【飯尾委員】 事務局も、条例の整合性の観点から入れておいたほうがいいのかは、条例の検討のときに御議論いただいたと思いますと書いてあります。要は条例の関係の文言

に入れるかどうかでしょうね。御議論いただいたと思いますということは。基本構想やから、去年はね。だから、今年は議論はしておかないかんでしょうね、去年のあれからするとね。これでもいいやと言うんやったらそういうことにしましょう。

【部会長】 はい。

【事務局】 それについては解説のところ、解説のところも市民の方にお見せしてる形になりますので、そこで把握はできると思いますので。

【飯尾委員】 そうですね、この解説に入っていますからね。これ、全然別の話ですけど、いっぱい条例ありますやん。普通、六法全書とかありますでしょう。ああいうのは生駒市はないんですか、いわゆる……。

【事務局】 ずっと条立てになって、今、市のホームページでも全部見れるようにはなっていますので、その分野ごと分野ごとに、条例というのは全部出ています。

【飯尾委員】 何か本みたいなもの。

【事務局】 例規集というのは今まであったんですけども、僕らも持っていますけれども、それを変わるごとに差しかえというのだったら経費もかかりますので、基本的にはホームページ上で、新たな情報を入れていってという状態です。

【部会長】 図書館のコーナーにありませんでしたっけ。

【事務局】 市の条例集というのは。

【部会長】 市の条例集というのはね。

【事務局】 見てもらうこともできます。

【飯尾委員】 そういうデータベースというのは作ったらどうなんですかね。生駒市の条例、ありますでしょう。その項目別に会長がおっしゃっているような、検索すると……。

【事務局】 それはもう今現在ホームページに出ているから、データベースもあるんです。

【飯尾委員】 あるんですか。

【事務局】 はい。

【飯尾委員】 条例集というところがあるんですか。

【事務局】 あります。

【飯尾委員】 そうですか。それは項目別に整理されているんですか。

【事務局】 整理されています。体系別と、50音別で検索できるようになっています。

【飯尾委員】 分かりました。一遍ちょっと見せてもらいます。

【部会長】 一応、条例案として、提示された条例案としてこれでよろしいでしょうか。
ということで、本日の1、2、3、4項目、終わらせていただきたいと思います。